

平成27年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成27年3月10日(火)

議事日程(第4号)

平成27年3月10日午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号
日程第 2 議案質疑 議案第1号ないし議案第35号
日程第 3 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
日程第 4 請願第1号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第1号
日程第 2 議案質疑 議案第1号ないし議案第35号
日程第 3 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
日程第 4 請願第1号

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

欠席議員

7番 鈴木二郎 議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
中原 一博	教育長	植木 宏	総務部長
加瀬 智明	政策企画部長	荻津 一成	市民生活部長

西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
樫村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	笹川雅之	総務課長
大和田隆	監査委員		

事務局職員出席者

吉成賢一	事務局長	榎一行	事務局次長
金子充	議事係長		

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は19名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。7番鈴木二郎議員。以上1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで執行部より、昨日の一般質問に対する答弁について訂正があります。

総務部長。

○植木宏総務部長 昨日の一般質問におきまして、益子慎哉議員からの過疎債に係るご質問につきまして答弁の訂正をさせていただいたところがございますが、事業充当率及び地方交付税措置につきまして、整理をされていないまま誤ったお答えをいたしましたので、改めまして訂正をさせていただきます。

本日配付をさせていただきました益子慎哉議員一般質問答弁内容訂正をごらんいただきます。

合併特例事業債及び過疎対策事業債の比較をいたしたものでございます。事業への通常の充当率は、合併特例事業債が95%、過疎対策事業債が100%でございます。また、地方交付税措置につきましては、昨日の答弁におきまして過疎対策事業債は100%とお答えしたところがございますが、合併特例事業債、過疎対策事業債ともに70%でございます。なお、それぞれ事業の内容によりましては県の補助金等があるところがございます。

以上、お詫びをし、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第1号

○深谷秀峰議長 日程第1、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民

健康保険条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

報告第1号については、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例)については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号については、原案承認することに決しました。

日程第2 議案質疑 議案第1号ないし議案第35号

○深谷秀峰議長 次、日程第2、議案質疑を行います。議案第1号から議案第35号まで、以上35件を一括議題といたします。通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番(宇野隆子議員) おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第2号、議案第11号、議案第26号の3件の議案について質疑を行います。

まず、議案第2号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてです。2点伺います。

議案書9ページ、第2条4項、5項について、提案理由にあります範囲の拡充により市長が指定する地域及び指定地域における市長が定める業種ですけれども、どのようなものが想定されるのか伺います。

もう1点は、これまでに課税免除しました実績について伺います。

議案書9ページ、第2条4項及び5項についてですけれども、ちょっと質疑で不足した部分があるかと思しますので、その提案理由にあります範囲の拡充により市長が指定する地域及び指定地域における市長が定める業種ということです。

議案第11号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、2点伺います。

1点目として、64ページ、第2条7項、拡充に向けた条例改正の内容の確認についてです。平成18年に施行された本条例ですが、雇用奨励措置を受けた企業がまもなく10年目を迎えるに当たって、11年目からも新規雇用に対して再度適用になる、要件を満たせば適用になる、こういう雇用促進を図るための一部改正ではなかろうかと思っておりますけれども、確認をさせていただきます。

2点目は、条例制定から8年になるかと思っておりますけれども、この間の実績について伺いたいと思います。

次に、議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算について、6点伺いたいと思います。

まず、53ページです。16目11節の消耗品費317万7,000円。これは、新規事業とし

て、少子化対策、子育て支援を促進するために出産記念品の贈呈ということであると思いますけれども、どのような方法で、どのような記念品の贈呈を検討されているのか伺います。

2点目は63ページになります。3款1目1節の報酬ですけれども、生活困窮者自立相談支援員報酬、一人193万5,000円とあります。これは、議案にもありますけれども、予算案の概要説明のときにこの事業概要を見てみますと、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援など包括的な支援を実施するとなっております。昨年、「生活保護法」改正と一体に可決された「生活困窮者自立支援法」に基づいた国の新たな制度による設定だと思っておりますけれども、この中の自立支援相談員、主任相談員はどのような資格を有するのかということがまず1点です。そして、相談業務ですけれども、具体的にどのような業務内容か。勤務日数、勤務時間、勤務場所、この点について伺いたしたいと思います。

次に3点目、112ページになります。4目13節委託料。この中の中段にありますアートフェスティバルモニュメント設置事業委託料500万円についてですけれども、これも新規事業です。県のアートフェスティバルということですが、どのようなフェスティバルなのか、全体像がまだちょっと私もよくわからないんですけれども、委託料の内容、事業目的あるいは設定場所ですか、そういったもろもろのことにつきまして伺いたしたいと思います。それから、主催は県ということですので伺っておりますけれども、改めてこれも伺いたしたいと思います。

それから、31ページの3の3に補助金100万円と計上されておりました、これを見ますと、グリーンふるさと振興機構から100万円歳入に上がっております。そうしますと、500万円のモニュメント設置事業委託料の中で、グリーンふるさと振興機構から100万円入ってくるのかということになるかと思っておりますけれども、その負担割合について、どのように検討されてこのような措置をされているのか、この点について伺いたしたいと思います。

次、4点目ですけれども、166ページ、4目13節の委託料。この真ん中に、測量調査設計委託料ということで131万8,000円上がっております。そして、15節工事請負費、この中で施設整備工事1,454万8,000円が計上されております。これは大方運動広場の整備ということで伺っておりますけれども、その工事内容と整備後の活用方法、使用料などがどのように検討されていくのか伺いたしたいと思います。

次、5点目につきましては、予算書、予算説明書の中で伺いたしたいと思います。

予算説明書の6ページの2、歳出、この中の(2)総務費ということでいろいろと事業が挙がっておりますけれども、この上から6段目に、職員研修事業845万5,000円となっております。これは、市政方針の中にもありましたけれども、新たな民間への研修ということもこの中に含まれているかと思いますが、どんな企業に、どのような目的で、何人研修するのか伺いたしたいと思います。また、この職員研修845万5,000円の中には国及び県への研修もあると思っておりますけれども、研修の内容、それから、派遣職員の給与はこれまでも市が負担しているわけですが、どのような考えのもとで国や県に派遣している職員の給料を市が100%負担しているのか、これについて伺いたしたいと思います。

6点目ですけれども、予算書の170ページになります。一般職総括のところ、新年度の予

算上で見ますと、職員数が前年比で13人の減とあります。退職者が何名、新規採用が何名で、差し引き13人という数字が出てくるのかと思いますけれども、伺いたいと思います。

そして、新規採用ですけれども、その内訳についてもあわせて伺いたいと思います。

それから、マイナス13人ですけれども、どこの部署が今後マイナスになっていくのか、この点についても伺いたいと思います。

それから、マイナスになった部署ですけれども、職員の過重負担にならない、また、大事なことは住民のサービスを低下させないということになります。そういう面はどのように補っていくのかという点について伺いたいと思います。

以上で1回目の議案質疑を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、議案第2号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例につきまして、2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の条例第2条第4号に規定をいたします市長が指定する地域、及び、第5号に規定をいたします市長が定める業種の想定でございますが、商業地域における小売業や企業誘致における廃校跡地への立地企業等への対応を考えているところでございます。

2点目の課税免除の実績等でございます。合併後の平成17年度から25年度までの現行の制度での実績でございますが、適用事業者数は製造業6社、及び旅館業を営む個人が1名、合わせて7件、免除額の総計といたしましては、6,958万9,100円でございます。

次に、平成27年度常陸太田市一般会計予算説明書6ページにございます職員研修についてのお答えをいたします。

初めに、民間企業への研修についてのご質問にお答えをいたします。

派遣先は株式会社坂東太郎でございます。勤務地は、銀座にございます茨城県のアンテナショップ「茨城マルシェ」でございます。

派遣の目的でございますが、職員を民間企業に派遣し、民間企業における経営理念、事業活動等の実態について体験をさせることにより、公務における行政目的の実現に向けた幅広い視野と実践力を持った人材を育成することでございます。

派遣する人数でございますけれども、本年4月から9月の期間に1名、さらに、10月から来年の3月までの期間に1名、合計2名を予定しているところでございます。

なお、今月末に派遣先と本市の間で派遣研修に関する協定書を締結する予定であり、現在、最終的な調整を行っているところでございます。

次に、国及び県への研修についてのご質問にお答えをいたします。

派遣する目的でございますが、国や県の行政感覚や行政手法を学び、見識を深めることにより、職員の資質及び能力の向上を図ることでございます。

派遣職員の給与を市が負担していることにつきましては、派遣が本市職員の資質向上を目的としており、職員の受け入れをお願いしているという立場でございます。こういう中で、市が負担

すべきものと考えているところでございます。

次に、議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算書の170ページの給与費明細書の職員数につきましてお答えをいたします。

当該職員数でございますけれども、予算編成時におけます一般会計の見込み値となっておりますので、平成26年度の前会計の実数によりお答えをさせていただきます。

平成26年度の一般職員の数は598名。そのうち退職者が25名でございます。また、新規採用予定者は14名でございます。11名の減員となりますが、退職者のうち7名は、本人の希望によりまして再任用をいたす予定でございます。新規採用予定者の内訳でございますが、事務職が10名、技術職が1名、消防職でございますけれども、救命士1名を含めて3名でございます。

次に、減員となります部署でございますが、現在、各部からの次年度における人事及び組織に関する調書に基づきまして、定期人事異動とあわせて職員の配置等について調整作業を行っているところでございますので、具体的な部署ごとの職員数につきましてはお答えできない状況でございます。ご了承をいただきたいと思います。

次に、減員部署の過重負担補填措置についてでございますが、これにつきましては、再任用職員、臨時職員の配置、民間委託、事務事業の見直し、さらには、研修の充実による職員の資質能力の向上と、これらを図りながら過重負担とならないように措置をまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 議案第11号の常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正についてのご質問でございます。

ご発言にありました、これまでの雇用奨励金の実績、それから、条例改正の背景の確認についてというご質問でございますが、常陸太田市企業等立地促進条例につきましては、議員ご承知のとおり、平成18年12月に制定をいたしました。この条例を適用して、これまでに雇用の奨励金を交付した企業は全部で3社、延べ13名の方の分を交付しております。

また、拡充に向けた条例改正ということでございますが、本議会冒頭に議案説明をさせていただきましたとおり、本市の重点課題でございます少子化、人口減少対策、加えて、定住促進に向けた若者の雇用の場の確保を早急に図っていく必要があるというふうに考えております。そこで、現行の条例では新規に立地した企業のみを対象としていた雇用奨励金でございますが、既に本市内工業団地に立地した企業も10年を経過してきており、企業が再投資による工場の増設等を図り、雇用をする際にも新たに適用しようとしております。これにより、市民の雇用の促進につながるよう緩和措置を行い、雇用奨励措置を拡充する条例の一部改正であるということでございます。

次に、2点目でご質問いただきましたアートフェスティバルモニュメント設置事業の委託料についてでございます。

委託料の目的でございますが、ご承知のとおり、竜神大吊橋の新たな誘客の起爆剤として、昨

年3月にバンジージャンプを誘致し、日本全国津々浦々に大きな注目を集め、多くの観光客に本市を訪れていただきました。これにつきましては、震災前の誘客数に戻ってまいりまして、バンジージャンプも年間1万2,000人の方に飛んでいただくということで、非常に大きな起爆剤として、竜神大吊橋での魅力度アップにもつなげてまいりました。

そこで、今般ご質問のアートフェスティバルモニュメント設置でございます。茨城県では、来年の秋のころということですが、平成28年度に、アートの力を活用した県北地域の潜在的な魅力を引き出しながら、新たな価値を創造することにより、資源を活用した地域の活性化に結びつける取り組みとして、アートフェスティバルを開催していきたいということになっております。茨城県を中心とし、県北地域の関係市町が連携を図った取り組みの一環として事業を実施できないかというご提案がございました。

本市としましても、市のアーティストが市内の小学生とコラボした壁画を既に竜神大吊橋のアンカレイジに製作したり、アーティスト・イン・レジデンス事業の活動を行っておりますことから、今回の茨城県によりますアートフェスティバルとの連携による、さらなる事業効果と竜神大吊橋の魅力アップが図られるのではないかと考え、今回の事業実施計画をしたところでございます。

具体的な内容につきましては、竜神大吊橋の周辺に著名なアーティストなどを招いて、本市にふさわしいような自然と調和のあるモニュメントの設置を考えております。フェスティバル終了後も引き続き作品の展示などを行って、さらなる誘客に努めていきたいと考えております。

主催はというご質問でございますが、アートフェスティバルそのものについては、先ほど申しましたが、茨城県が主催をして、県北の関係市町が連携をしながら進めていくということになっております。

それから、場所というご質問がございましたが、これについてはまだ決定ではございませんけれども、橋の対岸あたりを現在検討しているところでございます。

続きまして、補助金についてのご質問でございますが、今回に際して500万円の事業費のうち100万円がグリーンふるさと振興機構ということでございます。これにつきましては、グリーンふるさと振興機構からの復興支援事業費補助金を活用しながら、これに充当していくということで現在計画をしております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算についての中の、平成27年度常陸太田市予算書53ページになります。2款1項16目11節の中に予算立てをしております出産記念品贈呈事業について、どのような方法で、どのような記念品をというご質問にお答えをいたします。

出生届の提出時に幾つかの品物から選定をいただくという方法を想定いたしております。記念品の候補といたしましては、例を申し上げますと、哺乳瓶やお尻拭き等の育児用品のセット、また、母親が子連れでも外出をしやすくなるような授乳服、抱っこひも等数種類を検討いたしてご

ございます。今後、新しい命を授かったことで家庭が喜ばれるような品物を選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算63ページ、3款1項1目の生活困窮者自立支援相談員報酬について、4点のご質問にお答えをいたします。

まず、「生活困窮者自立支援法」の必須事業でございます生活困窮者自立支援事業を実施するために、福祉事務所を設置する自治体は主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置することとなっております。本市におきましては、国の方針に基づきまして3職種を兼務する主任相談支援員1名を配置し、この事業を行うことといたしてございます。

この主任相談支援員につきましては、第1に、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として、保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者であること。第2といたしまして、生活困窮者への相談支援業務、その他の相談支援業務に5年以上従事している者であること。第3の要件といたしまして、相談支援業務に準ずる業務といたしまして、実施主体である自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者であることなど、一定の資格要件または実務経験がある者が望ましいとされておりますが、一定の経過措置などもございますので、その中で、国が行う養成研修を受講することなども要件とされているところでございます。

また、事業内容でございますが、現在、生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある方で自立が見込まれる方への就労、その他の自立に関する相談支援、各種事業利用のための計画作成などを行うものでございます。

具体的には、生活困窮者からの相談を受けまして、抱える課題を評価、分析をし、そのニーズを把握いたしまして、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、個々の自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を図るなどの業務を行うものでございます。

勤務日数、時間でございますが、週4日、29時間勤務の嘱託職員ということでの雇用を予定しているところでございます。

また、勤務場所についてでございますけれども、福祉事務所相談業務の機能拡大といたしまして、また、生活保護担当と連携をとりやすいように、社会福祉課生活支援係への配置を基本的に考えているところでございますけれども、若干、現在の社会福祉課生活支援係の事務スペースが狭隘で、生活困窮者への支援というものが、生活保護にかかわらず、他業務にもかかわってまいりますので、現在の社会福祉課内の事務スペースを調整いたしまして、そちらへの配置を考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 教育次長。

○山崎修一教育次長 議案第26号平成27年度常陸太田市一般会計予算166ページ、9款6

項4目体育施設費に計上しております大方運動広場整備事業についてのご質問にお答えします。

大方運動公園につきましては、平成25年4月に多目的広場として一面を整備し、供用を開始しております。今回整備する場所につきましては、既存の多目的広場の北側にあります面積約9,500平方メートルについて、新たに運動広場を整備するものです。工事内容につきましては、グラウンドに暗渠工事を行い、山砂等により整地し、周囲にネットフェンスを設置する計画となっております。

また、整備後の活用方法につきましては、サッカーやグラウンドゴルフ等のスポーツ、地域における行事など、多目的広場としての活用が考えられます。

使用料につきましては、現在の運動広場と同一とし、市内の利用者は無料、市外の利用者は1回につき550円を予定しております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質疑を行います。議案26号の一般会計予算の中で再度質疑したいと思います。

63ページの生活困窮者自立相談支援員報酬について、それから業務内容、また、勤務体制等々お答えいただきました。生活困窮者自立相談支援員報酬は、一人で193万5,000円ということですが、予算説明書で見ますと、6ページ（3）の民生費の中に生活困窮者自立支援事業ということで291万9,000円計上されております。自立相談支援員の報酬を除きますと、98万4,000円でございますが、これには相談員の共済費とか旅費とか、いろいろ含まれると思いますけれども、どういうものがこの予算の中で当たるのかについて伺いたいと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、「生活保護法」の改正と一体でこの法律が可決されています。私が心配しますのは、生活保護を水際作戦でということ、国は生活保護受給者を減らすという目的があると読んでいますけれども、例えば、生活困窮者の方が「私は生活保護を受けたいんだ、生活保護費を受給したい」と来たときに、この方は生活保護を受給したいということですから、そのまま対応はケースワーカーということになるわけですね。そこを確認したいと思います。困窮者へのサポートですから、やはり相談や申請に迅速に対応できるように、実情を踏まえてきめ細かな対応ができるように、この点でもよろしく願いいたしたいと思います。

112ページの4の観光費、13節委託料、アートフェスティバルモニュメント設置事業についてご答弁いただきましたけれども、このモニュメントはどのようなものが予定されているのか、どのようなものを作ろうとしているのか、この点について伺いたいと思います。

それから、アートフェスティバルですから、これは県北の地域の振興といいますか、経済振興、文化、その他もろもろ含めてなんでしょうけれども、県が主催のアートフェスティバル開催が常陸太田の大吊橋の周辺になると考えてよろしいのかどうか。または、会場は別で、それに連動する意味で、竜神大吊橋、常陸太田市が会場の一部になるのかどうか、そこらへんについて伺いたいということと、モニュメントは作ったところにそのまま継続して置かれるということですが、これは維持管理なしで置けるのかどうか、そのあたりも伺いたいと思います。

大方運動広場についてはわかりました。

職員の研修ですけれども、これまでも職員の研修は行われてきたわけですが、今回、民間企業の坂東太郎に、経営理念も含めて幅広い人材の育成ということで、半年で2名派遣し、研修をさせるということです。これは民間の経営理念を学んでくるということが出されておりますけれども、行政の中で負担もかかっているわけですから、こういうことが本当に必要なかどうか、ここがよくわからないので、もう少し目的を明確にしてほしいと思うわけです。そこをもう一度伺いたいと思います。

それから、国、県への研修ですけれども、国、県の行政感覚を学んで、派遣する職員の資質向上を図ると。それで、給料は全て本市で負担すると。これは国、県にお願いをして研修をさせてもらうからだという答弁がありましたけれども、これは研修といっても、新規に採用された職員が研修に行くわけじゃないですよ。今見ますと、係長、主任あたりですか、ある程度仕事もできる職員が研修に行くわけですので、国、県に行って、国、県がやる仕事をほかの国の職員、県の職員と一緒にやっているわけで、なぜ本市だけ給料を負担しなければならないかと。そこなんですけれども、お願いしているからというだけでは、ちょっと私は、ああ、そうですかとは納得できないんですが、なぜ市が負担しなければならないのか、それから、研修をすることを国までお願いしなければならないのか、もう少し明確な説明をいただきたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

○深谷秀峰議長 3項目でよろしいですね。

○20番(宇野隆子議員) はい。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 生活困窮者自立支援相談員報酬についてのご質問で、予算説明書と予算書との乖離、いわゆる事業差額、差の内容についてご説明申し上げます。

当然、報酬をお支払いしますと、その方に対する共済費であるとか出張の旅費、あるいは事業を実施するに当たっていろいろ消耗品等々がかかってまいります。また、移動の際の燃料費、さらには、従来からのいわゆる生活保護に入る前の方の住居支援の取り組みというのは既に実施しております、住居確保給付金という事業をこの予算説明書の事業の中で組んでおりますので、あわせて291万9,000円ということになっております。

もう一つは、生活保護の方の相談への対応のお話かと思うんですけれども、現在でも、実際に生活保護までには至らない入り口でのご相談等についてケースワーカーが応じてございますし、その中で、実態に応じて生活保護への誘導、あるいは給付への導きというものを行ってございます。今度の相談員さんにつきましても、まずお客様がご相談に見えますので、それらの相談内容を十分傾聴いたしまして、その内容を踏まえて、ケースワーカーと一緒に対応する必要があるれば担当地区のケースワーカーを同席させてお話を伺い、次の段階への対応に進むということで、基本的にケースワーカーと相談員の境界線を設けるわけではございませんで、それぞれ連携を図りながら、個々の相談内容に応じて他の部課との連携も図りながら支援をしていくということで考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 2点ほどご質問をいただきました。

まず1点目のモニュメントとはどういったものなのかということですが、現在、まだ検討をしているところがございますので、幾つかの候補が挙がっている中で、地場産材を使った造形的なものということを1つ挙げております。1回目の答弁で申し上げましたように、大変著名な方で、この竜神峡の自然にふさわしいような調和のとれたモニュメントをとということで現在考えておまして、今後、県と協議をしながら、その内容等については進めていきたいと。まだ正式に相手方と契約というか、決まっておきませんので、残念ながら申し上げることはできませんが、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

それから、このモニュメントは今後どうするのか、継続するのかということですが、作るモニュメントによっては、観光地でございますので、いろいろ安全性を確認しながら、できる限り多くの方においでいただくようなモニュメントとして活用していくためにも、できる限り長くモニュメントを設置、維持管理に努めていきたいと考えております。

それから、アートフェスティバルの会場はどこですかというお尋ねでございますけれども、基本的に茨城県は、県北6市町をエリアとした県北振興策の1つということで取り上げています。

本市では竜神峡をメインとしてございますけれども、冒頭に申し上げましたように、本市でも芸術的な視点から小学生とコラボした壁画を作ったり、現在、活動を市民の皆さんと一緒に進めておりますアーティスト・イン・レジデンス事業などと一緒に取り組みながら、また、地域の皆さんとも一緒に考えながら、竜神峡以外のところでもこのアートフェスティバルの作品の展示とかができるように、新年度に入ってから県で実行委員会が組織されると聞いておりますので、その中で十分に検討をして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 職員の研修についてのご質問にお答えをさせていただきます。

市のさまざまな課題が現在あるわけでございますけれども、これらの課題に十分に対応していくためには、より広い視点で、これまでの市だけの感覚だけではなくて、民間であるとか、国、県の視点をもって対応ができるような職員を育てていくことはとても大切なことであると認識をしているところでございます。民間企業、さらには、国、県の実務の研修の中に職員を派遣することで、十分な研修ができるものと考えております。

また、国、県への派遣職員でございますけれども、20代から30代の若い職員を派遣いたしてございます。これらの若い職員が十分にその中で研修をしてくれると考えておるところでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 総務部長から、5点目に伺いました職員の研修事業で、より広い視野で知識を学びながら、それを行政の中で生かしていく、そういうことが非常に大切なことだと、

このような答弁がありました。議案質疑ですけれども、私はこの自治体の中でしっかりそういった部分も学べるように、必要なら研修も設置したりして、民間の企業にわざわざ負担をしながら——負担というのは、宿泊するところの宿代とか、そういうものが含まれるんでしょうけれども、そこまでしないで、今の常陸太田市の中で、自治体の中で、不足する部分は研修なり、呼んで学ぶことも十分できるのではないかと、こういう民間への研修は余り喜ばしいことではないと私は思います。

○深谷秀峰議長 宇野議員に申し上げます。議案質疑ですので、質疑に徹してください。

○20番（宇野隆子議員） 質疑に徹した中でちょっと言わせていただきました。

先ほど1点抜けましたけれども、53ページ、出産記念贈呈品です。この記念品はどういうものかということで、育児用品とか抱っこひも等々出されましたけれども、これについて、やはり地域経済をあわせて推進させる意味でも、できれば地元で購入できるもの、また、地元の業者が仕入れるということもあるかと思えますけれども、そういった形で進めてほしいと思います。このあたりではどのようなご検討をされているのか伺いたいと思います。

それから、最後に市長に伺いたいと思うんですけれども、議案第2号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてです。

この中で、確かに3年間固定資産税を免除するということです。市長が企業誘致ということで大分ご苦労されておりまして、今度、日立造船も宮の郷工業団地で開業するということですので、例えば大企業の税を免除する、優遇ですけれども、こういったことについて、提案者としてどのようにご検討された中での議案提出なのか伺いたいと思うんですが。

工業団地に企業が誘致されると、これはもちろん雇用も促進されるわけです。なおさらその中では企業が大きければ雇用ももっと増えるということになります。それに、大企業であれば、ある程度経営も安定している、場合によっては、関連の企業の事業所なども入ってくるというようなことも考えられますので、非常に誘致は大事なことだとは思いますが、大企業等に対する税の優遇はどのように検討されている中で提案されているのか、この点を伺いたいと思います。

以上で議案質疑を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

○加瀬智明政策企画部長 出産記念品事業の2回目のご質問にお答えをいたします。

地元でということですが、当然、念頭に入れて事業を推進することになってまいります。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 議案の第2号につきまして、どういう検討をしてこういう課税減免に関する条例の制定に及んだのかという質問にお答えいたします。

今、当市を含みます近隣の商品の売上高及び工業製品等の生産高につきましては、当市は近隣の常陸大宮市、那珂市等に比べて極端に少ない状況にあります。これは、雇用の場がそのことによって少ないという状況になっております。人口減少に歯止めをかけ、そして、若い人たちに定

住をしていただきますためには、働く場所の確保ということは1つの大きな要因でございます。それを進めていく中で、今回の条例につきまして、目的は、本市の産業振興によって、あるいは企業の誘致によって雇用の確保をするということが第1番目であります。2番目といたしましては、この条例によって減免をしているのは、未来永劫やるわけではありませんので、その期間が切れた後につきましては、法人市民税あるいは固定資産税等々の税収増につながっていくと考えております。

どこから大企業と言うかは問題があるかと思いますが、大企業が来てくれればこれに越したことはありません。したがって、雇用の確保という観点から、大企業を適用から除外するということは考えておりません。

以上です。

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

議案第26号から議案第35号まで、以上10件については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第35号まで、以上10件については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、井坂孝行議員、藤田謙二議員、赤堀平二郎議員、木村郁郎議員、深谷涉議員、益子慎哉議員、高星勝幸議員、福地正文議員、川又照雄議員、以上9名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、

ご報告いたします。

委員長，深谷渉議員，副委員長，藤田謙二議員。

以上であります。

○深谷秀峰議長 次に，議案第1号から議案第35号まで，以上35件については，お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○深谷秀峰議長 次に，日程第3，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

この選挙は，現在在任する茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が平成27年3月19日に任期満了となるための選挙であります。当市の広域連合議会議員の定数は広域連合規約第8条第1項の規定により，1名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選にしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって，選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては，議長が指名することにいたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって，議長が指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に川又照雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました川又照雄議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって，川又照雄議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川又照雄議員が議場におられますので，本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この選挙の結果については，茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第5条の規定に基づき，直ちに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙長へ文書をもって報告いたします。

この際、川又照雄議員より当選のご挨拶を願います。ご登壇ください。

〔16番 川又照雄議員 登壇〕

○16番（川又照雄議員） ただいまは茨城県後期高齢者医療広域連合の議会議員に選出をいただきまして、本当にありがとうございます。その責任を重く受けとめ、しっかりと問題点あるいは課題を学習して、その任務、責務を果たしたい、そういうつもりでおります。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 請願第1号

○深谷秀峰議長 次に、日程第4，請願第1号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、文教民生委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月20日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分散会